

令和8年（フ）第3195号

東京都江東区亀戸6－21－8 石橋ビル3F
破産者 株式会社グローバルサプライ

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3250号

東京都新宿区西新宿5丁目8－2 KEIT
OKUビル902
破産者 株式会社AMAKES

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3259号

東京都足立区東和5丁目10番15－101号
破産者 有限会社河内陶業

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3260号

東京都葛飾区柴又6丁目21－13、開始決定時の住所東京都足立区東和5丁目10－15－101
グリーンパーク第6綾瀬
破産者 河内 一馬

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3355号

東京都葛飾区細田4丁目35－15
破産者 橋本 右近

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3408号

大阪府吹田市豊津町27番15号（202）
破産者 合同会社ライフイノベーション

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3409号

東京都狛江市中和泉5丁目18－33
破産者 吉村 飛遥

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3445号

東京都足立区梅島3丁目17番20号
破産者 有限会社ワイ・エム・ケイ

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3446号

東京都足立区梅田8丁目12－7－506
破産者 山田 幸治

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3530号

東京都渋谷区円山町5番5号
破産者 株式会社C＆H

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3531号

東京都町田市鶴川3丁目8－38 鶴川ハイツ
II－204
破産者 栗林加奈子

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3790号

東京都荒川区南千住3丁目5－13 千寿苑
破産者 江川 滋治

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3915号

東京都大田区大森西3丁目30－6－802
破産者 西岡 拓矢

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3956号

東京都世田谷区砧1丁目5－7－403
破産者 今井 隆

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4027号

東京都足立区伊興3丁目23－35 サッチノ・
2 202
破産者 石井 和

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4088号

東京都墨田区堤通2丁目5－5－506
破産者 大貫 昭

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4100号

東京都江東区南砂5丁目23－11－1006
破産者 草野 裕之

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4121号

東京都文京区本駒込5丁目51－5－203
破産者 武田 七海（旧姓白澤・齊田）

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4122号

千葉県船橋市前原西1丁目8－10－101
破産者 石田 彬

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4135号

東京都足立区綾瀬1丁目21－13－401
破産者 白石麻里奈

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4140号

東京都町田市山崎町670－7 メゾンハチマ
ンI 203
破産者 市村 篤史

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4141号

東京都江戸川区上篠崎2丁目4－15－501
破産者 古舘 幸英

- 1 決定年月日 令和8年8月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部